

斎場使用料の補助金（1万2千円）を続けるために 日本共産党を含む3会派で条例を提出

2010年3月14日
NO. 1500

【発行】
日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ
私部 1-1-1
☎ 892-0121
(内線 301)



中上 さち子
倉治 6-17-13
☎ 893-6785



さかの 光雄
私部 1-38-23
☎ 893-1083



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎ 894-2835

市は昨年11月、財政健全化計画として、今年4月から「斎場使用料の補助金の廃止」を表明しました。これに対し、昨年12月議会に、日本共産党、市民かがやきクラブ、自民党の3会派が「斎場使用料補助廃止の撤回を求める決議」を提案し、賛成多数で可決されました。

しかし、市は議会決議を無視し、3月議会に提出した予算案に、4月以降の対象者への補助金支給を計上してきませんでした。そのため、日本共産党、市民かがやきクラブ、自民党の3会派は3月5日、議会運営委員会に、現行通りに補助を実施させる「交野市斎場使用料補助金交付条例案」を提出しました。

条例案は、3月議会最終日の26日に採決されま

市は、財政健全化との名目で「ゆうゆうバスの削減」「高齢者のがん検診の有料化」「斎場使用料補助の廃止」など、市民への負担増・サービスの切り下げを押し付けてきており、多くの市民から撤回してほしいとの意見が寄せられています。

斎場使用料補助の廃止について、市民から「交野市は斎場がなく、他市の斎場を使用しなければならぬ。他市の人は2万円ですむのに、交野は6万円または6万5千円出さなければならぬ。市として、1万2千円補助をカットするのはおかしい。本来他市と同様に2万円で出来るようにするのが、他市との不公平感をなくす事だと考えるが、当面は1万2千円補助を続けるべきである。」との意見も出されています。



■斎場使用料の比較

	関係市民	交野市民
飯盛斎場	20,000円 守口・門真・大東・四条畷	65,000円
寝屋川斎場	20,000円	60,000円
枚方斎場	20,000円	60,000円

※交野市は、使用料のうち12,000円を補助している。

日本共産党を含む3会派が提出した「交野市斎場使用料補助金交付条例案」

交野市斎場使用料補助金交付条例案

(目的)

第1条 この条例は、飯盛斎場及び寝屋川斎場並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場を使用する者に対し、斎場使用料を補助することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者は、死亡者が本市の住民基本台帳に記録されている者または外国人登録原票に登録されている者に限る。ただし、死産児については、父または母が本市の住民基本台帳に記録されているものまたは外国人登録原票に登録されている者に限る。

(補助額)

第3条 補助額については、次のとおりとする。

- (1) 12歳以上 12,000円
- (2) 12歳未満 6,000円
- (3) 死産児 2,000円

2 斎場の使用料の2分の1の額が前項の補助額に満たない場合は、その額を補助額とする。

(補助金の返還)

第4条 市長は、補助金を交付した後、申請その他関係書類に虚偽の記載があったと認められたときは、補助金を交付した者に対し、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。